

近畿道路メンテナンスセンター YouTube 運用ポリシー

1. 目的

本ポリシーは、近畿道路メンテナンスセンター(以下「メンテナンスセンター」)が取得した公式ユーチューブチャンネルの運用に関する事項を定めることを目的とする。

2. 基本ポリシー

公式ユーチューブチャンネルの運用は、MCの事業に関連する様々な行政情報を発信することにより、メンテナンスセンターが所掌する事業について理解を深めていただくと共に、利用者の利便性を高めることをポリシーとする。

3. 運用方法

公式ユーチューブチャンネルの運営主体はメンテナンスセンター技術課とする。

(1) 発信する情報

メンテナンスセンターの事業に関連する様々な行政情報。

(2) チャンネルの管理及び発信する文章の作成担当及び発信手順

アップロードする動画等は、メンテナンスセンター公式ホームページ(以下「公式HP」という)に掲載する情報を補完するため作成し、メンテナンスセンター広報担当者が掲載する。

(3) 発信にあたっての留意点

誤解を与えない、わかりやすく簡潔な情報発信とする。

信頼性が確保できない情報は発信しない。

(4) 発信手順

情報の発信(広報)にあたっては、別途定める発信責任者の確認を得た上、適時公式チャンネルでアップロードする。

(5) なりすまし防止

なりすましによる誤情報等の流布の防止のため、公式ユーチューブのプロフィールに公式HPのリンクを掲載し、運用ポリシーを参照できるようにする。またユーチューブのチャンネル名を公式HP上に明示する。

なりすましを発見した場合は、公式HPにおいて情報を発信し、なりすましチャンネルが存在することへの注意喚起を行うものとする。

(6) 不適切な情報発信等の監視

PCからアクセスするユーチューブ画面の状況について異常がないか、適時確認を行う。

(7) その他

ユーチューブの利用について、何らかの理由で不都合が発生した場合は、予告なしに運営主体が利用を中止し、プロフィールや名前、お知らせ内容の変更や削除、チャンネルそのものを削除

するものとする。

4. 運用ポリシーの周知・変更等

本ポリシーの内容は公式HPに掲載し、周知する。

また、本ポリシーは必要に応じて変更するものとし、その場合は、変更した旨を公式HPにより発信し周知する。

5. その他

情報発信については、本運用ポリシーの他、内閣官房情報セキュリティセンター、総務省、経済産業省の指針(平成23年4月5日付)に基づき、運営する。